

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

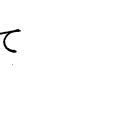
被 告 国

準備書面(1)

平成21年3月4日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福	光	洋	
益	子	浩	
山	田	重	
和	田	幸	
山	本	文	
長	尾	成	
阿	部	録	
田	留	章	
清	水		
北	郷	恭	
小	川		
武	田	善	

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
 九段第2合同庁舎
 東京法務局 訟務部 行政訟務部門 益子あて
 (電話 03-5213-1397)
 (FAX 03-3515-7307)

(本案前の答弁)

第1 本案前の答弁

- 1 請求の趣旨第4項に係る訴えを却下する。
- 2 前項の部分につき、訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 本案前の答弁の理由

請求の趣旨第4項に係る訴えは、行政庁が処分をすべき旨を命じることを求める、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号（同法37条の3第1項2号）の義務付けの訴え（以下「本件義務付けの訴え」という。）である。

本件義務付けの訴えは、いわゆる申請型義務付け訴訟であるが、そのうち、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型については、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができるとされている（行政事件訴訟法37条の3第1項2号）から、併合提起した処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求（同条3項2号）が認容されることが訴訟要件になる。

しかしながら、後記のとおり、本件請求の趣旨第1項ないし第3項に係る処分はいずれも適法であり、取り消されるべきものに当たらないことからすれば、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件を欠くものであり、不適法なものとして却下されるべきである。

(被告の主張)

被告は、本件訴訟の審理に関連する範囲で、情報公開法)に関する不開示決定処分取消訴訟の主張立証及び審理の特殊性にも言及しつつ、外務大臣による不開示決定処分の適法性について主張する。

なお、略語は、従前の例による。

第1 本件訴訟が提起されるまでの経緯

1 開示請求

原告らは、平成18年4月25日付で、外務大臣に対し、法に基づき、訴状添付の別紙「請求文書目録」記載の文書について本件開示請求をした（甲第1号証）。

2 対象文書の特定

外務大臣は、本件開示請求に対し、対象文書を特定した（以下「本件対象文書」という。）ところ、その分量は、行政文書ファイルにして約183冊になると見込まれた。

3 開示請求に係る決定期限の延長通知

外務大臣は、平成18年5月25日、本件開示請求について、法11条に基づき開示決定等の期限の特例を適用することとし、同日付で、原告らに対し、その旨及び「同条項を適用する理由」として「開示対象となる行政文書が著しく大量であり、かつ、担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため」と記載し、「新たな開示決定等の期限」として「平成18年6月24日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成20年5月26日までに開示決定等をする予定である。」とそれぞれ記載した書面により通知した（乙第10号証）。

4 本件訴訟に係る不開示決定より前の経緯

- (1) 外務大臣は、平成18年8月17日、法11条に基づき、本件開示請求に係る一部の行政文書（13文書）につき、法5条3号を不開示理由とする部分開示決定を行い、原告らに通知した。
- (2) 原告らは、平成18年10月2日付で、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）6条に基づき、上記(1)記載の部分開示決定に対し、異議申立てをした。
- (3) 外務大臣は、上記(2)記載の異議申立てを受理し、平成19年3月28日、その部分開示決定を取り消し、上記13の文書につき改めて一部不開示とした部分も含めて開示する決定を行い、また、同年4月27日、本件開示請求に係る一部の行政文書（25文書）につき各開示決定等を行い、原告らに対し、その旨通知した。
- (4) 外務大臣は、同年11月16日、本件開示請求に係る一部の行政文書（141文書）につき各開示決定等（うち26文書について全部又は一部不開示）を行い、原告らに対し、その旨通知した。
- (5) 原告らは、上記(4)記載の26文書のうち、13文書（全部不開示文書1及び一部不開示文書12）について、平成20年4月23日付で、東京地方裁判所に不開示決定処分取消訴訟を提起した（東京地裁平成20年（行ウ）第231号）。

5 本件不開示決定処分及び異議申立て、本件訴訟の提起

- (1) 外務大臣は、平成20年4月18日、本件開示請求に係る一部の行政文書（130文書）につき各開示決定等を行い、うち5文書（訴状添付の一部不開示文書目録1記載の各文書）については、それぞれ法5条3号又は同条6号に規定する不開示情報が記録されているとして一部を不開示とする決定をし、原告らに対し、その旨通知した（甲第2ないし4号証）。
- (2) 外務大臣は、同年5月2日、本件開示請求に係る一部の行政文書（58

4文書)につき各開示決定等を行い、うち76文書(訴状訂正申立書添付の一部不開示文書目録2記載の各文書)については、それぞれ法5条3号、同条4号又は同条6号に規定する不開示情報が記録されているとして全部又は一部を不開示とする決定をし、原告らに対し、その旨通知した(甲第5ないし24号証)。

(3) 外務大臣は、同年5月9日、本件開示請求に係る残りすべての行政文書(1023文書)につき各開示決定等を行い、うち288文書(訴状訂正申立書添付の一部不開示文書目録3記載の各文書)については、それぞれ法5条3号、同条4号又は同条6号に規定する不開示情報が記録されているとして全部又は一部を不開示とする決定をし、原告らに対し、その旨通知した(甲第25ないし97号証)。

(4) 原告らは、上記(1)ないし(3)記載の各不開示決定(合計520の文書、なお、本件訴訟の対象外の不開示決定も含むので、(1)ないし(3)に記載の不開示文書の合計369とは一致していない。)について、同年6月10日付で異議申立てを行ったが、異議申立書に行審上の不備が認められたため、補正中である。

(5) 原告らは、外務大臣による(1)ないし(3)に記載の不開示決定(合計1737の文書のうち、法5条3号、4号又は6号に規定する不開示情報が記録されているとして全部又は一部を不開示と決定した上記合計369の文書に関するもの)について、同年10月14日、本件訴訟を提起した。

以下、上記合計369の文書を「本件不開示文書」といい、本件不開示文書に関する不開示決定を「本件不開示決定処分」という。

第2 本件不開示文書とその開示が韓国・北朝鮮をめぐる日本外交に与え得る影響

本件不開示文書は、日韓国交正常化交渉(日韓会談)各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料であり、日本国政府が作成した公文書である。

原告らは、外務大臣による本件不開示決定処分が違法である旨主張するが、以下述べるとおり、本件不開示文書は、現在の我が国と韓国及び北朝鮮との間の関係に密接に関連する内容を含むものであり、被告は、本件不開示決定処分が外交上の観点から不利益を被るおそれ等がないか、法の規定に従って慎重かつ詳細な検討を行ったものである。

1 対韓国をめぐる日本外交に与え得る影響

韓国との間では、現在に至っても、係争中の問題も存在しており、本件不開示文書の不開示部分は、いずれも、日本と韓国との間の国交正常化交渉において重要な懸案事項であった竹島問題、財産・請求権問題又は在日韓国人の地位に関する問題等を内容とするものであり、これらの不開示部分を開示することは、現在及び将来における韓国との外交交渉において、日本にとって不利益となる具体的な影響が及ぶ可能性が高い。

例えば、本件不開示文書の中には、現在においても日韓関係における最大の懸案の一つである竹島問題に関し、我が国の対応ぶりに関する当時の内部検討の状況等に言及した文書が含まれている。竹島問題は、領土という国家及び国民にとっての根幹に関わる政治的重要度の極めて高い問題である。日本国政府としては、竹島問題を平和的に解決するための有効な方策を不斷に検討しており、例えば、外務省がホームページ（乙第11号証）やパンフレット（乙第12号証）等により積極的に広報活動を行っている。また、韓国側においても韓国人研究者らが同様に反論等のための広報資料（乙第13及び第14号証）を作成している。

さらに、竹島問題は、我が国の国会審議においても恒常に議論されているほか、韓国側でも韓国駐在の日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にあることから、竹島問題については、こうした政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が

国の立場が不利になることがないよう不断の努力を続ける必要がある。

そのためには、国際社会に対して竹島問題に関する我が国の立場に理解を求め、誤解が生じないように細心の注意を払う必要があり、このことは情報の発信・開示においても同様であることは当然である。

同様に、竹島問題以外の諸問題についても、その情報の発信・開示において細心の注意を払う必要があることは論を俟たない。

2 対北朝鮮をめぐる日本外交に与え得る影響

北朝鮮との間では、平成3年（1991年）に日朝国交正常化交渉本会談を開始し、以後、途中中断があったものの、現在に至るまで交渉が継続している。この交渉は日朝間の不幸な過去を清算し、国交正常化を実現することを目的とするものであるが、我が国と北朝鮮との関係は、その歴史的経緯、「日本国との平和条約」の発効に伴い我が国から分離した地域であるという法的地位等我が国と韓国との関係と類似しており、それゆえ、日朝国交正常化交渉において取り扱う問題は、財産・請求権の問題、経済協力、在日朝鮮人の問題、文化財の問題等本件対象文書の主題である日韓国交正常化交渉と類似する部分が多い。

したがって、日韓国交正常化交渉における我が国政府部内の検討事項及びその内容、当時の韓国政府との外交交渉のやり取りの詳細な内容等が記載されている本件文書が開示されれば、北朝鮮側がその内容を知ることになり、今後の北朝鮮との交渉において我が国が不利益を被るおそれがあることは、容易に推認し得るところである。

特に、日朝国交正常化交渉において、日本国政府は、日朝平壤宣言（乙第15号証）に基づき、拉致問題、核問題及びミサイル問題といった高度に政治的でかつ解決困難な問題を包括的に解決し不幸な過去を清算することを基礎として国交正常化を実現するとの基本の方針の下、北朝鮮との交渉に臨んでいるのであり、これは、拉致問題、核問題及びミサイル問題といった高度に政治的でかつ解決困難な問題の包括的な解決とともに、北朝鮮側が関心を有する財産・請

求権の問題や経済協力等の問題を含めて、全体として国交正常化交渉を進めなければ国交正常化は実現しないという方針をとっていることを意味する。

このような状況において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある内容を含む本件文書が開示され、日朝交渉における我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮側に予測させることは、拉致問題の解決を始めとする我が国国民の生命と安全に関わる懸案事項の解決自体にも深刻な影響を与えかねない。

3 外交交渉における外務大臣の任務の機密性・重要性

外務大臣は、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉等に関する政務の処理等をつかさどる外務省の長であり(外務省設置法2条2項、3条及び4条)、外交上の問題の解決につき責任を負わねばならない立場にある。

このような立場にある外務大臣が、上述のように外交上極めて慎重な取扱いが求められる竹島問題や日朝国交正常化交渉を始めとする外交上の諸問題に深く関係する内容を含む本件対象文書について開示の可否を判断するに当たり、当時の政府部内の検討や外交交渉のやり取りの詳細が分かる内容の一部について、今後、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると認める場合があることは当然である。また、本件不開示文書には公表を前提としないでなされた日韓両政府当局者による率直な会談の記録も含まれており、そのような文書を開示すれば、韓国政府との信頼関係が損なわれ、外交交渉において重要な水面下における率直なやり取りを通じた交渉も困難になり、ひいては同国との相互の信頼関係に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすことにもなりかねないことから、外務大臣が極めて慎重かつ詳細な検討を行って本件不開示決定処分をしたものである。

4 日本と韓国が保有する情報は同一ではないこと

原告は、韓国政府が日韓会談に関する文書を開示したことを原告らの請求を正当化する理由の一つとしているが、以下のとおり、そのことをもって、本件

対象文書に、もはや不開示情報が含まれず、直ちに開示すべきものであるとの結論を導くことは失当である。

(1) 我が国と韓国との二国間における交渉の記録といつても、韓国政府が保有している文書の記載内容と外務省が保有している日本国政府の文書の記載内容が全く一致するものではない。かかる文書には、相手側とのやり取りだけでなく、当方の評価、分析、判断なども記載されることがあるからである。

したがって、本件対象文書の中にこのような情報が記載されている文書が存在しないか、存在した場合、これを公にすることによって相手国である韓国政府のみならず第三国との関係においても、信頼関係を損なうおそれがないか、将来の外交交渉において不利益を被るおそれがないか等は、他国の政府がその保管する文書を公開しているか否かにかかわらず、慎重に検証する必要がある。

(2) それぞれが最高独立の主権を有している主権国家が対等に存在する国際社会においては、あらゆる国が外交を通じてそれぞれの国益を実現させようとしているのであり、我が国の立場、国益と他国のそれとは必ずしも一致するものではない。各国政府が保有する情報の公開についても、それぞれの国が公開を決定するに当たって、専門的、政策的な判断により、自国の国益を害するおそれの有無、あるいは公開することによる利益の有無等について慎重に検討し、少なくとも自国の国益を損なうことのないように独自に判断を下しているものと考えられ、また、国益に照らして公にされない場合もあるものと考えられる。

よって、我が国においても国家機密情報を内包する行政文書を公開する場合、我が国の国益や立場を総合的に検討し独自に判断した上で決定する必要があり、相手国が二国間交渉に係る文書を公開したことを持って、我が国が同様の交渉に係る文書を公開したとしても、我が国の「外交にとって不利益を生ずるおそれ」はないと断定し得ないことは明らかである。

(3) この点、昭和31年（1956年）10月16日から同月18日に開催された当時の農林大臣河野一郎とソヴィエト社会主义共和国連邦第一書記フルシチョフとの会談の議事録等の不開示決定に対して、ロシア側の記録が公開されているなどとして異議申立てがされた件について、外務大臣から諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会は、答申において、「一般的に、二国間会談の記録は、双方が独自に作成するものであり、双方の記録文書は、その内容において同一でない場合が有り得る。仮に、二国間で継続中の交渉について、一方の当事国が自らの作成した会談記録文書を公にした場合、又はそのように解される事実がある場合において、他方の当事国が、相手国側の当該文書及び自国側の未公開の会談記録文書を、交渉において利用するかどうかかも含めていかに取り扱うかは、当該当事国が、対外関係に関する専門的・技術的な観点などを踏まえて判断すべきものであると考えられる。これを本件についてみれば、ロシア側は、当該文書の公開を決定するに当たって、領土交渉における同国の立場や国益等を総合的に検討し、公にすることが国益に合致するという判断の下に当該文書を公にしたと推測されるのであって、ロシア側が当該文書を公にしたからと言って、当該領土交渉においてロシアと異なる立場にある我が国が本件対象文書を公開すべきであるということにはならず、我が国は、我が国の国益や当該交渉上の立場等を総合的に検討し独自に判断した上で、その開示、不開示についての決定をする必要があると考えられる。」との判断を示した（平成14年8月2日付け平成14年度（行情）答申135号13ないし14ページ）上で、前記議事録等の文書につき、「これを公にすることにより我が国が他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるものと言うことができる。」とし（同答申書14ページ）、不開示は妥当であるとしている（乙第16号証）。

第3 本件各不開示決定処分の適法性

1 はじめに

外務大臣が平成20年4月18日付け、同年5月2日付け及び同月9日付けで行った本件不開示文書に係る本件不開示決定処分について、原告は、本件不開示文書に記載された情報がいずれも法5条3号、同条4号、同条6号に該当しないことを理由として違法であると主張しているようである。

しかしながら、本件不開示文書が法5条3号、同条4号、同条6号のいずれか、または、そのうちの複数に該当する情報を記録したものであることは明らかであるから、本件不開示決定処分は適法である。

以下、本件不開示決定処分の理由となっている法5条3号、同条4号及び同条6号の意義並びに情報公開訴訟における主張立証責任及び審理の特殊性を説明した上で、本件不開示決定処分の適法性を述べる。

2 法5条3号、同条4号及び同条6号の意義

(1) 法5条3号について

ア 不開示とすることによって保護される利益

法5条3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

これは、我が国の安全、他国との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することが国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これらの利益を十分に保護する必要があることから定められたものである（総務省行政管理局編・「詳解情報公開法」60ページ、475ページ。以下「詳解情報公開法」という。）。

イ 行政機関の長の裁量権

法5条3号は「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国

若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定するところ、同規定は、法要綱案の段階においては「開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報」という表現が用いられていた（引用者注：下線は引用者による）。

法において上記要綱案の「認めるに足りる相当の理由がある」が「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」と改めて規定されたのは、「このような情報については、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴い、また、対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要するといった特殊性がある。諸外国においても他の情報と異なる特別の考慮が払われている場合が少なくない（上記の特殊性に対応して、米国においては大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設けて法の対象外とし、又は裁判所は、初審的には審査せず、行政機関の長が開示の拒否の判断をする合理的な理由を有するかどうかを審査するにとどめるなど、法の適用又は司法審査の関係で、他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少ないとされる。）。このような事情を前提とすると、司法審査においては、裁判所は、法5条3号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するのが適当であるという考え方を表したものである。」（詳解法476ページ）と解されている。

法は、上記解釈を前提として、法5条3号について、法5条1号、同条2号、同条5号及び同条6号とは異なる規定をしたものである。そして、上記要綱案の「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報」と

規定した場合、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨であるかが必ずしも明らかでないという疑義が生じたことから、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨を明らかにするため、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」との規定したものと解されている（「詳解情報公開法」62ページ、「宇賀克也著・新・情報公開法の逐条解説第4版」79ないし81ページ。以下「情報公開法の逐条解説」という。）。

以上から、法5条3号に定める国の安全等に関する情報の該当性の判断には、行政機関の長に広範な裁量権が付与されていると解すべきである。そうすると、この判断については行訴法30条が適用され、これに対する司法審査は、処分の存在を前提として、当該処分に社会通念上著しく妥当性を欠くなど裁量権を逸脱、濫用したと認められる点があるかどうかを審査する方法によるべきこととなる（「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という表現は、出入国管理及び難民認定法21条3項を1つの参考としているところ、最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223ページは、同条項による法務大臣の判断の適法性については、「右判断が法務大臣の裁量権の行使としてされたものであることを前提として、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性に欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理」とすると判示している（「情報公開法の逐条解説」80ページ。）。

この点につき、福岡地方裁判所平成18年11月27日判決は、「法5条3号は、我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これらの利益が十分に保護する必要があることから設けられた規定と解される。そして、同号のこのような立法趣旨及び

同号が『…支障を及ぼすおそれがある情報』(法5条6号)等の規定の仕方ではなく、『…と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』という規定の仕方をしていることからすれば、このような情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測として専門的・技術的判断を要することなどの特殊性があることから、法5条3号は、行政機関の長に比較的広範な裁量権を付与したものと解される。そうすると、同号該当性の司法審査の場面においては、裁判所は、同号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、行政機関の長が当該処分を行うにつき裁量権の逸脱又は濫用があったと認められるかどうかを判断するという審査方法によるべきであると解される。したがって、同号該当性については、上記アの例外として、不開示決定の取消しを請求する原告において、上記のような裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的事実を主張立証しなければならないと解するのが妥当である。」旨判示している(乙第17号証19、20ページ)。

(2) 法5条4号について

ア 不開示とすることによって保護される利益

法5条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

これは法5条3号が規定する国の安全に関する情報と同様、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序

の維持という利益を十分に保護する必要があることから定められたものである（「詳解情報公開法」66ページ、475ページ。「情報公開法の逐条解説」81ページ）。法5条4号では刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とすることとされている（「詳解情報公開法」66ページ）。

イ 行政機関の長の裁量権

法5条4号は同条3号と同様に「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定していることから、上記(1)で述べたとおり、司法審査においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当である（「詳解情報公開法」68ページないし69ページ）。そして、実際には行訴法30条に基づき処分の存在を前提として、当該処分に社会通念上著しく妥当性を欠くなど裁量権を逸脱、濫用したと認められる点があるかどうかを審査する方法によるべきである。

法5条4号の解釈について東京地方裁判所平成15年9月16日判決（訟務月報50巻5号1580ページ）は、「この規定は、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、これらの利益は十分に保護する必要があることから設けられた規定と解される。そして、同号のこのような立法趣旨及び『…支障を及ぼすおそれがある情報』という規定の仕方ではなく、『…と行政機関の長が認められることにつき相当の理由がある情報』という規定の仕方をしていることからすると、このような情報の開示・不開示の判断には、その性質上、犯罪等に関する将来予測等についての専門的・技術的な情報と経験に基づく判

断を要し、公共の安全と秩序の維持という国民全体の基本的利益を守るための高度の政策的判断を伴うことなどの特殊性があることから、同号は、行政庁に比較的広範な裁量権を付与したものと解される。そうすると、同号該当性の司法審査の場面においては、裁判所は、同号に該当する情報が記録されているかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断が合理性を持つものとして許容される限度のものであるかどうか、すなわち、当該処分に社会通念上著しく妥当性を欠くなどの裁量権の逸脱ないし濫用があると認められる点があるかを判断するという審査方法によるべきであると解される。そして、処分の取消訴訟においては、同号の該当性を否定する原告が、上記のような裁量権の逸脱又は濫用があったことを基礎付ける具体的事實を主張立証する責任を負うというべきである。」と判示し、仙台地方裁判所平成16年2月24日判決でも同様の判断が示されている（訟務月報50巻4号1349ページ。なお、同判決は、仙台高等裁判所平成16年9月30日判決でも維持されて、さらに上告棄却・上告不受理となっている。）（乙第18号証）。

（3）法5条6号について

法5条6号本文は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

法5条6号は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示とする要件を規定したものである。

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由があるといえる。

また、国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事

務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、法5条6号は、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである（「詳解情報公開法」76ないし77ページ）。

3 不開示情報該当性に関する事実の主張立証責任及び情報公開訴訟における審理の特殊性

（1）原告らの主張は不合理であること

原告らは、「日韓会談の記録について、韓国政府は、（中略）2005年1月と8月の2回に亘り、同政府外交通商部が保有する約3万6千頁に及ぶ日韓会談関連文書を全て公開した。」（訴状13ページ）、また、「そもそも、1951年に日韓会談が開始されてから（日韓基本条約の締結は1965年）すでに57年もの時が経過している現在においては、本件文書の不開示部分を含めて全ての日韓会談文書に記載された記述や内容は、きわめて貴重な歴史的記録であるといえる。このような過去の歴史的な事実について、その内容や存在が明らかになったとしても、日本の外交に不利益を生ずるおそれや、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれは認められず、事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれもない。」（訴状5ページ）と主張する。しかしながら、上記第3の1及び2で述べたように、法5条3号及び同条4号の各該当性を判断する司法審査において、裁判所は、法5条3号あるいは同条4号に該当する情報が記録されているかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断が合理性を有するものとして許容される限度のものであるかどうか、すなわち、行訴法30条に基づき、当該処分に社会通念上著しく妥当性を欠くな

どの裁量権の逸脱又は濫用があると認められる点があるかを判断するという審査方法によるべきであると解され、不開示決定処分の取消訴訟においては、上記各該当性を否定する原告が、行政機関の長に裁量権の逸脱又は濫用があつたことを裏付ける具体的な事実を主張立証する責任を負うというべきである。

また、原告らは、韓国政府が日韓会談関連文書を全面公開していることを理由に、本件不開示文書がいずれも法5条3号、同条4号及び同条6号の不開示理由に該当する文書ではない旨主張しているが、これについても、本件と同様の日韓国交正常化交渉の記録の情報公開に関する裁判において、「日本国政府の作成及び保有に係る行政文書である以上、既に開示されている韓国政府作成保有に係る行政文書とすべて実質的に同一の記載内容であると認めることはできないし、(中略)このような未決定文書については、情報公開法5条3号等の不開示情報が記載されている可能性が否定できないのであり、そうすると、本件では、外務大臣が未決定文書の開示決定をすべきであることが情報公開法の規定から明らかであると認められ又は開示決定をしないことがその裁量権の範囲を超える若しくは濫用となると認められるということはできない。」と判示されている(東京地方裁判所平成19年12月26日判決34ページ 乙第19号証)ことから、原告らの主張は合理性がないと認められる。

(2) 不開示情報該当性に関する事実の主張立証責任

ア 基本的な考え方

法3条は「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(中略)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定し、法5条本文は「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(中略)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示し

なければならない。」と規定していることから、一般的には、開示を請求する原告が、開示請求対象行政文書を行政機関が保有していることを主張立証すれば、法の規定の範囲で開示請求することができ、被告において、当該行政文書に係る不開示決定の適法性を根拠付ける事実を主張立証すべきこととなると解される。

したがって、不開示決定取消訴訟及び義務付け訴訟において、法5条各号の不開示情報該当性を根拠づける事実については、原則として被告が主張立証責任を負うことになり、被告は、原則として、①当該行政文書に「情報」が記録されていること（ある事柄についての情報が記録されていること）及び②当該「情報」が法5条各号に該当することを主張立証すれば足りるものと解される。

イ 法5条3号及び同条4号

しかしながら、法5条3号及び同条4号については、上記第3の1及び2で述べたとおり、行政機関の長に裁量権が付与されているから、裁判所は、司法審査において、法5条3号又は同条4号に規定されている不開示情報に該当するかどうかについて行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するのが適当であるとされている。したがって、法5条3号及び同条4号の各該当性が問題となった場合、行訴法30条に基づき行政機関の長の裁量権の範囲を超える、又は、その濫用があったことを基礎付ける事実については原告が主張立証責任を負うものと解すべきである。この点については、前掲福岡地方裁判所平成18年11月27日判決でも正しく判示されているとおりである。

したがって、外務大臣の不開示決定処分が法5条3号又は同条4号に該当するとの理由による事案については、原告が、行政機関の長の判断が裁量権の範囲を超える、又はその濫用があったことを基礎付ける事実を主張立証しな

ければならないというべきである。

(3) 不開示決定取消訴訟における審理の特殊性

広く不特定多数の者に対して情報が公開されるという前提に立って、法5条各号所定の「おそれ」が生ずるか否かという判断を行わなければならないこと

法5条各号が規定する不開示情報に該当するかの判断においては、開示請求者ないし原告の個別的事情、動機等にかかわらず、不特定多数の者に対して当該情報が公開されるという前提に立って、法5条各号所定の「おそれ」が生じるか否かという判断を行わなければならぬという特質がある。すなわち、法は、開示請求権の主体を「何人も」と規定しており（法3条）、個人、法人、権利能力なき社団を問わず、誰でも行政文書の開示請求ができるものとしているのであって、外国に所在する外国人であっても行政文書の開示を請求することは可能である。また、開示請求の目的がどのようなものであるかを問わないものであるから、いったん開示された情報は不特定多数者に開示されたのと同然という結果になる。そうすると、開示請求に係る行政文書を開示するか否か、及び、不開示情報が存在するか否かについては、特定の開示請求者との関係ではなく、不特定多数者に開示されることを前提として検討せざるを得ないのである。

このような観点から、行政機関の長としては、法5条各号に規定されている不開示情報について、それが一般に開示された場合に生じ得る支障につき、あらゆる事態を想定し、あらゆる角度から検討を加えることは当然のことであって、単にそのような支障が生じる確率が高いことを直接証明する証拠が乏しいなどの理由で、そのような支障が生じるということは杞憂にすぎないと断じることはできない。しかも、いったん開示した情報は、「覆水盆に返らず」の状態になるのであり、その弊害は、例えば、法5条3号が保護する「国の安全」等に支障を及ぼすような場合においては、実に多大なものとな

ることは明らかである。

したがって、ある情報を公にすると支障が生じるかどうか、いかなる支障が生じるかの判断は、当該情報が不特定多数者に開示され、利用されることを想定した一般的なものとならざるを得ないのである。

このような判断は、具体的な日時、特定の場所において、特定人との関係でいかなる具体的支障が生じ得る蓋然性がどの程度高いかなどという民事上の差止請求権等の存否に係る事実認定とは、全く質の異なる判断である。

4 本件不開示文書に記録された情報の法5条各号該当性

本件不開示文書は、いずれも、外務省が作成した韓国及び北朝鮮をめぐる外交問題に関する文書である。

外交問題については、一般的に、外交交渉を円滑に推進するため、いわゆる水面下での交渉や事前準備のための内部における多角的かつ多面的な分析、検討及び協議が実施されているのが通常であり、これらの交渉や協議等は秘密裡に進めなければ、外交交渉が成功しないことが多く、必然的に、これらの交渉や協議等の内容を記録した文書は外交機密を含む内容になるといえる。

本件不開示文書の不開示部分は、いずれも、日本と韓国との間の国交正常化交渉において重要な懸案事項であった竹島問題、財産・請求権問題又は在日韓国人の地位に関する問題等を内容とするものであり、これらの不開示部分を開示することは、現在及び将来における韓国及び北朝鮮との外交交渉において、日本にとって不利益となる具体的な影響が及ぶ可能性が高い。

そこで、本件不開示文書の個別の不開示理由について説明する前に、本件不開示決定処分の大半を占めている竹島問題、財産・請求権問題及び在日韓国人の地位に関する問題について説明する。

(1) 竹島問題

言うまでもなく、竹島の領有権に関する問題は、従来から、我が国と韓国との間での最も重要な懸案事項の一つであり、領土問題という我が国にとつ

て譲歩することのできない問題であることから、本問題への我が国の具体的な考え方や分析法、立論等は基本的にすべて、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあり、あるいは、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報に該当するものといえる。

(2) 財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題

財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題のいずれについても、日韓交渉での我が国の交渉の実態が現在継続中の北朝鮮との国交正常化交渉において、非常に重要な先例や手掛けりとなる。

したがって、日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題についての各情報は、いずれも朝鮮半島に位置し、類似の歴史的背景を有する北朝鮮との国交正常化交渉において、非常に重要な情報となることは明らかであり、また、北朝鮮が日本との国交正常化交渉等において少しでも有利に交渉を行うため、日韓国交正常化交渉における韓国政府に対する日本政府の対応について詳細な検討及び分析をした上で日本との交渉に臨むことは当然予想されるところであり、北朝鮮は交渉を有利に進めるため、少しでも多く日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題についての各情報を入手したいと望んでいるものと推認される。

これらに加えて、日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題には、「ある特定の懸案事項」が含まれており、「ある特定の懸案事項」については、これに関する記載がなされていること、すなわち当該情報の記載が存在すること自体をもってして、将来的に外交上の問題に発展する可能性が明らかに予想されるため、当該情報については「ある特定の懸案事項」としか説明できず、また、当該情報の記載部分を明らかにすること自体できないものである。

以上から、日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の

地位の問題についての情報は、「公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、あるいは、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報に該当するものといえる。

5 本件不開示文書にかかる不開示理由

本件不開示文書にかかる不開示理由は、表現上の多少の差異を捨象すれば、以下のとおり、8種類に分類することができる。

(1) 不開示理由1（該当条項：5条3号）

韓国との間での交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあること。

(2) 不開示理由2（該当条項：5条3号、6号）

政府部内での検討の様子等が子細に記されており、公にすることにより、他国等との信頼関係を損ねるおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 不開示理由3（該当条項：5条3号）

現在においても日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあること。

(4) 不開示理由4（該当条項：5条4号、6号）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

(5) 不開示理由5（該当条項：5条6号）

公表の慣行のない国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

(6) 不開示理由6（該当条項：5条3号，4号，6号）

政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

(7) 不開示理由7（該当条項：5条1号，6号）

個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

(8) 不開示理由8（該当条項：5条1号，3号）

公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあること。

第4 本件各不開示文書の各不開示部分の内容及び各不開示理由の説明

本件不開示文書を上記第3の5(1)から(8)記載の8の各不開示理由に当てはめると別紙不開示文書目録記載のとおりであり（ただし、同一文書に2種類以上の不開示理由が存在する場合は、例えば文書386のように、同一文書番号が別紙不開示文書目録中に2つ以上存在することになる。），本件不開示文書は延べ総数498（文書数369）にも及ぶため、本準備書面においては、①不開示理由1該当文書のうち、文書360、同374、同379の3文書について、②不開示理由2該当文書のうち、文書315、同316、同321の3文書について、③不開示理由3該当文書のうち、文書480、同523、同902の3文書について、④不開示理由4該当文書のうち、文書713、同714、同966の3文書について、⑤不開示理由5該当文書574及び同964について、⑥不開示理由6該当文書1141、同1140及び同1142について、⑦不開示理由7該当文書405、同409、同410及び同484につ

いて、⑧不開示理由8該当文書741及び同1128について、不開示部分の内容及び不開示情報該当性を各説明する。

1 不開示理由1該当文書

(1) 小坂大臣、金裕沢院長会談記録（文書360・乙第20号証、番号59
(被告の不開示文書目録(不開示理由1)の番号59の意味である。以下も同様の例による。))

ア 不開示情報の内容

文書360（乙第20号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、昭和36年9月1日に非公式で行われた小坂大臣（当時）と韓国金裕沢経済企画院長（当時）との会談内容が記録されている。

文書360のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は13枚目（なお、書証のページ数は、本件訴訟の便宜のために事後的に付したものがあり、全部不開示のページは欠落しているものもあるが、書証に付されたページ数を参照されたい。以下同じ。）で、同部分はオフレコ（off the record）とする合意の上でなされた会談部分であり（11枚目、12枚目参照）、金院長から請求権問題について韓国側の要求として8億ドルを日本から払って貰わなければならぬと考へる旨の発言がなされたのに対し、日本側のアジア局長が請求権の解決としてというのであれば余りにも多きに失すると考へられるとの発言に續いてなされた発言内容であり、日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の対応についての検討や、我が国の見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書360の不開示部分に記載された情報は、会談当事者間において全く記録を取らないという合意の下でなされた会談部分に属しており、かつ、上記会談における財産・請求権問題に関する日本政府の具体的見解に関する

る情報である。

このような具体的見解が開示されると、当時の我が国の請求金額の試算に関する見解が露見することとなり、現在継続中である北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日本政府の交渉上の戦術を明かすことにつながり、もって日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

さらに、上記アジア局長の具体的見解は、財産・請求権問題に関する「特定の懸案事項」に対する当時の外務省における具体的な見解であり、単なる抽象的な交渉スタンスを述べたものではない。

したがって、上記具体的見解が開示されれば、北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日韓国交正常化交渉において内部的にせよ外務省が提案していた見解であるとして上記具体的見解を先取りして提案を強行され、日本側としては譲歩せざるを得ないという具体的な不利益を被るおそれがあることが十分予想される。

以上から、文書360（乙第20号証）の不開示部分に記載されている情報の内容は、韓国との間での交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることがあります相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

（2）韓国の対日請求要綱関係資料（文書374・乙第21号証、番号4）

ア 不開示情報の内容

文書374（乙第21号証）は、大蔵省（当時）及び外務省等が作成した内部文書であり、日韓間の財産・請求権問題について、日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

文書374のうち、不開示理由1に基づく不開示部分は12枚ないし15枚目、16枚目直後の1枚、19枚目、22枚目、25枚目であり、

いずれも、上記関連資料として、具体的なデータに基づく具体的数値が記載された部分である。

イ 不開示理由

文書374の不開示部分に記載された各情報は、いずれも、日韓会談における財産・請求権問題に関する具体的なデータに基づく具体的数値であるから、上記各情報の内容は、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の検討状況等を対日請求金額の試算についての我が国の見解等を含め具体的に記載したものであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続していることから、公にすることにより、当時の我が国の請求金額の試算に関する見解が露見することとなり、今後の我が国政府の北朝鮮との交渉において、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予測されることになり、我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(3) 韓国国法古書籍目録、日本各文庫所蔵（文書379・全部不開示、番号7）

ア 不開示情報の内容

文書379（全部不開示）は総数114ページで、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した資料である。内容は、韓国国宝古書籍目録であり、「著者名」、「書名」、「数量」等の情報が各記録されている。

イ 不開示理由

文書379（全部不開示）に記載された情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の内部の検討資料といえるものであり、上記文書に記載されている内容は、現在国交正常化交渉が継続している北朝鮮との間においても問題となりうるものであるから、公にすることにより、文化財問題に関する当時の我が国の関心事項が露見するこ

とになり、今後の我が国政府の北朝鮮との交渉において我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

2 不開示理由2該当文書

(1) 日韓問題に関する板垣アジア局長・柳公使会談要旨（文書315・乙第22号証、番号22）

ア 不開示情報の内容

文書315（乙第22号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、昭和33年3月20日、同年4月3日、同月15日、同年7月7日、同年8月11日に各開催された板垣アジア局長（当時）と韓国柳公使（当時）との日韓問題に関する会談要旨が記録されている。

文書315のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は49枚目枠外に記載された部分（なお、枠内の黒塗り部分は本件訴訟の対象外の部分である。）であり、同年8月11日に開催された板垣アジア局長と韓国柳公使との会談において、大村収容所からの仮釈放に関する情報が記載されている。

イ 不開示理由

文書315の不開示部分に記載された情報は、大村収容所からの仮釈放に関する政府部内での検討状況を具体的に記載したものであり、公にすることにより、韓国との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(2) 沢田、林両国主席代表の会談（文書316・乙第23号証、番号23）

ア 不開示情報の内容

文書316（乙第23号証）は、外務省アジア局第1課（当時）が作成した文書であり、昭和33年4月16日、同月17日、同月21日、同月

23日，同月25日，同年5月28日，同年7月1日，同月16日，同月23日，同月25日，同年8月19日，同年9月1日，同月5日，同月9日，同年10月2日，同月11日，同月18日，同月20日，同月25日，同年11月7日，同月17日，同月25日，同月29日，同年12月8日，同月15日，同月18日，同月19日に各開催された沢田首席代表（当時）と韓国林首席代表（当時）等との第1次～第28次会談の各内容が記録されている。

文書316のうち，不開示理由2に基づく不開示部分は59枚目，60枚目であり，同年9月1日に開催された沢田首席代表と韓国林首席代表との第12次会談において，林首席代表から，日本側が韓国側に出す回答の中に，日本と韓国との正常関係樹立後に両国協議の上で北朝鮮との関係を考えるという趣旨を入れて欲しい旨の提言がなされたのに対し，澤田首席代表が回答した発言内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書316の不開示部分に記載された情報は，日韓国交正常化交渉における両国首席代表による率直なやり取りにおいて交わされた我が国政府の非公式の見解であり，政府部内での検討の様子が分かるものであるから，公にすることにより，韓国との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり，また，国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号，6号）に該当する。

(3) 山田次官，柳公使会談要旨（文書321・乙第24号証，番号24）

ア 不開示情報の内容

文書321（乙第24号証）は，外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり，昭和33年9月22日及び同月12月19日に各開催された山田事務次官（当時）と韓国柳公使（当時）との会談要旨が記

録されている。

文書321のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は5枚目及び5枚目直後の1枚であり、同年12月19日に開催された山田事務次官と韓国柳公使との会談の要旨、及び、それに対する日本政府部内での検討の様子が具体的かつ詳細に記載されている。

イ 不開示理由

文書321の不開示部分に記載された情報は、山田事務次官と韓国柳公使との会談の様子、及びそれに対する日本政府部内での検討の様子等が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、韓国等との信頼関係を損ねるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

3 不開示理由3該当文書

(1) 日韓間諸懸案の現状とその対策（文書480・乙第25号証、番号9）

ア 不開示情報の内容

文書480（乙第25号証）は、昭和31年8月15日付で外務省が作成した文書であり、日韓国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況及び日韓関係における諸懸案事項の現状とその対策について記載された内部文書である。

文書480のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は36枚目、40枚目及び41枚目であり、竹島問題に関する我が国の対策が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書480の不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本側の具体的な対策であり、日韓間で立場の異なる竹島問題等に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されている。同問題は我が国の

国会審議においても恒常に議論されているほか、韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(2) 大野副総裁に同行訪韓した伊闊大使の後宮局長に対する報告要旨（文書523・乙第26号証、番号10）

ア 不開示情報の内容

文書523（乙第26号証）は、昭和37年12月14日付で外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、同月10日から同月13日までの間、大野副総裁（当時）に同行して訪韓した伊闊大使（当時）が後宮アジア局長（当時）に訪韓状況を報告した内容が記載された内部文書及び同文書に添付された同月10日に伊闊大使が非公式に韓国側に提示した文書である。

文書523のうち、不開示理由3に基づく不開示部分は4枚目及び16枚目である。

① 4枚目について

4枚目の不開示部分は、韓国の金中央情報部長（当時）が竹島問題について発言した内容が記載されている。

② 16枚目について

16枚目の不開示部分は、伊闈大使が非公式に韓国側に提示した文書中の竹島問題に関する日本側の見解が記載された部分であり、竹島問題に関する日本側の具体的な検討の様子が記載されている。

イ 不開示理由

文書523の不開示部分に記載された情報は、現在の日韓関係における最大の懸案事項の一つである竹島問題について韓国の金中央情報部長（当時）が発言した内容及び伊闈大使が非公式に韓国側に提示した日本側の見解であり、いずれも、日韓間で立場の異なる竹島問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されている。同問題は我が国の国会審議においても恒常的に議論されているほか、韓国側でも在韓国日本国大使館に対し抗議行動が起きる等、日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にある現存する未解決の二国間問題である。本問題の解決に向けては、政治的な重要性、歴史的経緯、国際法上の論点、両国国民の感情、さらには国際社会の認識等も踏まえた上で、万が一にも我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。以上にかんがみれば、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(3) 拿捕事件対策（文書902・全部不開示、番号1）

ア 不開示情報の内容

文書902（全部不開示）は、海上保安庁等が作成した総数8ページの文書で、昭和27年当時の拿捕事件対策についての政府見解が記載されたものである。

イ 不開示理由

文書902に記載されている情報は昭和27年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策についての政府見解であり、現在にお

いても、日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくる政府部内での検討の内容や状況が詳細に記載されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

4 不開示理由4該当文書

(1) 韓国親善使節団の来訪（文書713・乙第27号証、番号3）

ア 不開示情報の内容

文書713（乙第27号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、昭和36年7月の韓国親善使節団来訪に関する件についての、韓国側との事前調整内容等が記載された文書である。

文書713のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は20枚目直後の2枚であり、日本を訪問した上記使節団に対する警備に関する情報が記載されている。

イ 不開示理由

文書713の不開示部分に記載されている情報は、訪日中の韓国使節団に対する警備対策に係る政府内部での具体的な検討内容であるが、警備対策といった内容は、それが文書作成当時の情報であっても、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(2) 武内次官、崔徳新韓国親善使節団長会談記録（文書714・乙第28号証、番号4）

ア 不開示情報の内容

文書714（乙第28号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）

が作成した文書であり、昭和36年7月5日付け「武内次官、崔徳新韓国親善使節団長会談記録」と題する手書き文書と同一内容の活字文書、同日付け「韓国親善使節団の池田総理礼訪の件」と題する文書、同月6日付け「韓国親善使節団・自民党日韓問題懇談会懇談記録」と題する文書からなる。

文書714のうち、不開示理由4に基づく不開示部分は66枚目ないし68枚目である。

① 66枚目から67枚目上部にかけての部分

この不開示部分には、「韓国親善使節団・自民党日韓問題懇談会懇談記録」と題する文書中にあり、昭和36年7月5日に行われた韓国親善使節団と自民党日韓問題懇談会との懇談において、田中竜夫議員（当時）が韓国親善使節団に対し述べた韓国における日本代表部設置についての独自の見解が記載されている。

② 67枚目下部から68枚目にかけての部分

68枚目の約4行分の不開示部分には、上記田中竜夫議員の見解に対する韓国側の見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書714の不開示部分に記載されている情報は、韓国における日本代表部設置についての田中竜夫議員の独自の見解及びこれに対する韓国側の見解であるが、内容的には極めて率直なものがあり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

(3) 朴議長訪日に際する警備対策（文書966・全部不開示、番号2）

ア 不開示情報の内容

文書966（全部不開示）は総数34ページで、警察庁、法務省及び外務省等が作成した文書であり、韓国朴正熙議長（当時）一行が訪日する際の警備対策が具体的かつ詳細に記載された内部文書である。

イ 不開示理由

文書966に記載された情報は、韓国朴正熙議長一行訪日の際の警備対策に関する具体的かつ詳細な内容であり、要人警備についての具体的な対応及び起こり得る事態に対する想定等（特定の場所での警備方針を含む）が詳細に記載されたものであるが、要人警備対策といった内容は、それが文書作成当時のものであっても、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条4号、6号）に該当する。

5 不開示理由5該当文書

（1）文化財保護委庶務課長来訪の件（文書574・乙第29号証、番号2）

ア 不開示情報の内容

文書574（乙第29号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が昭和36年1月26日付で作成した「文化財保護委庶務課長来訪の件」と題する文書、文化財保護委員会事務局長が外務省アジア局長あてに同月25日付で作成した「韓国関係文化財について（照会）」と題する照会文書、アジア局長が文化財保護委員会事務局長あてに同年2月2日付で作成した「韓国関係文化財に関する件」と題する回答文書、外務省アジア局北東アジア課（当時）が同年1月27日付で作成した「文化財保護委員会清水事務局長アジア局長来訪の件」と題する文書、外務省アジア局北東アジア課（当時）が同年11月14日付で作成した「韓国文化財問題に関する文部当局との打合せに関する件」と題する文書からなる。

文書574のうち、不開示理由5に基づく不開示部分は4枚目の枠外に

記載された文化財保護委員会の庶務課、会計課、局長室の各電話番号である。

イ 不開示理由

文書574の不開示部分に記載された情報は、文化財保護委員会の庶務課、会計課、局長室の各電話番号であり、公表の慣行のない国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条6号）に該当する。

(2) 朴議長一行名簿、日程、接伴要領（文書964・乙第30号証、番号1）

ア 不開示情報の内容

文書964（乙第30号証）は、外務省が作成した、昭和36年11月の朴正熙議長（当時）訪日に係る、一行名簿、日程、接伴要領等をまとめた文書である。

文書964のうち、不開示理由5に基づく不開示部分は99枚目、100枚目及び101枚目（ただし、上から3番目の黒塗り部分は私宅電話番号であり、本件訴訟の対象外の不開示部分である。甲第15号証の不開示理由一覧の理由番号1参照）で、いずれも、韓国朴正熙議長（当時）一行が訪日した際に接伴した関係各所の各電話番号である。

イ 不開示理由

文書964の不開示部分に記載された情報は、いずれも、韓国朴正熙議長一行が訪日した際に接伴した関係各所の各電話番号であり、公表の慣行のない国の機関の連絡先であって、公にすることにより国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条6号）に該当する。

6 不開示理由6該当文書

(1) 李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議議事概要（文書1140・全部不開示、番号1）

ア 不開示情報の内容

文書1140（全部不開示）は総数88ページで、海上保安庁、外務省等が作成した内部文書であり、李承晩ライン（以下「李ライン」という。）水域における警備強化及び漁船保護措置について、政府内部での率直なやり取り等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1140に記載された情報は、李ライン周辺水域についての政府部内での検討の様子が子細に記されており、また、李ライン周辺水域の一部については、現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連してくることから、こうした内容を公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、現在においても、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、4号、6号）に該当する。

（2）李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件（文書1141・乙第31号証、番号2）

ア 不開示情報の内容

文書1141（乙第31号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した内部文書であり、李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する見解について海上保安庁とのやり取り等が記載されており、1枚目直前の20枚の不開示部分には、李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する、海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1141の不開示部分には、李ライン周辺水域についての政府部内の検討の様子が子細に記されており、また、李ライン周辺水域の一部に

については、現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連していくことから、こうした内容を公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、現在においても、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、4号、6号）に該当する。

**(3) 李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件（文書
1142・全部不開示、番号3）**

ア 不開示情報の内容

文書1142（全部不開示）は総数8ページで、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した内部文書であり、李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関して、政府内部での率直なやり取り等が記載されている。

イ 不開示理由

文書1142に記載された情報は、李ライン周辺水域についての政府部内での検討の様子が子細に記されており、また、李ライン周辺水域の一部については、現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定にも関連していくことから、こうした内容を公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれ、国の安全を害するおそれがあり、また、現在においても、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、4号、6号）に該当する。

7 不開示理由7該当文書

(1) 世界新報（韓国代表部機関紙）支社長の発言要旨（文書405・乙第32

号証、番号1)

ア 不開示情報の内容

文書405（乙第32号証）は、外務省アジア局第2課（当時）が昭和27年5月27日付けで作成した文書であり、同日来訪した世界新報（韓国代表部（当時）機関紙）支社長の発言要旨が記載されているうち、同支社長の氏名記載部分（1枚目）のみが不開示理由7に基づいて不開示となっている。

イ 不開示理由

文書405の不開示部分に記載された情報は、世界新報（韓国代表部（当時）機関紙）支社長の氏名であるから、個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、同人物の発言内容等が詳細に記されていることから、公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条1号、6号）に該当する。

(2) 日朝間の諸般の問題に関する談話（文書409・乙第33号証、番号2）

ア 不開示情報の内容

文書409（乙第33号証）は、外務省アジア局第2課（当時）が作成した文書であり、昭和27年9月3日にアジア局長を来訪した韓国に關係を有する人物との会談要旨が記載されている。

文書409の不開示部分は1枚目ないし4枚目、9枚目、11枚目で、数文字の不開示部分にはいずれも上記人物の氏名が記載されており、2枚目の約1行分には上記人物を特定し得る具体的な素性が記載されている。

イ 不開示理由

文書409の不開示部分に記載された情報は、個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、同人物の発言内容等が詳細に記されていることから、公にすることにより、外交事務の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条1号、6号）に該当する。

(3) アジア局長・金居留民団長会談要旨（文書410・乙第34号証、番号3）

ア 不開示情報の内容

文書410（乙第34号証）は、外務省アジア局第2課（当時）が昭和27年9月10日付けで作成した文書であり、同月9日に行われたアジア局長と韓国金居留民団長（当時）との会談要旨が記載されている。

文書410のうち、不開示理由7に基づく不開示部分は7枚目で、上記不開示部分には、同アジア局長が本会談に先立ち、在日朝鮮人の実態等に関する情報を入手した人物の氏名が記載されている。

イ 不開示理由

文書410の不開示部分に記載された情報は、上記人物の氏名であるから、個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、同人物の発言内容等が詳細に記されていることから、公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条1号、6号）に該当する。

(4) 日韓会談の経緯（その三）（文書484・乙第35号証、番号4）

ア 不開示情報の内容

文書484（乙第35号証）は、外務省アジア局第1課（当時）が昭和31年8月5日付けで作成した文書であり、昭和30年10月から昭和31年8月までの日韓会談の経緯が記載されている。

文書484のうち、不開示理由7に基づく不開示部分は93枚目及び94枚目（乙第35号証に付されたページとしては91ページ及び92ページ）で、上記不開示部分には、いずれも私人である個人の氏名が記載されている（なお、甲第30号証の不開示理由一覧の理由番号2には、95枚

目という記載があるが、誤記であり、そこには、不開示理由7による不開示部分は存在しない。95枚目（乙第35号証に付されたページとしては93ページ）の不開示部分は1カ所で団体名の記載があるだけであるから、甲第30号証の不開示理由一覧の理由番号3の記載が正しい。)。

イ 不開示理由

文書484の不開示部分に記載された各情報は、いずれも私人である個人の氏名であるから、個人の情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、同人物の発言内容等が詳細に記されていることから、公にすることにより、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条1号、6号）に該当する。

8 不開示理由8該当文書

(1) 李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要（文書741・乙第36号証、番号1）

ア 不開示情報の内容

文書741（乙第36号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が昭和40年3月26日付けで作成した「李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要」と題する文書である。

文書741は1枚目下3行以下9ページが不開示理由8に基づいて不開示となっているが、同不開示部分には、韓国李東元外務部長官（当時）が昭和天皇に拝謁した際の状況の概要が記載されており、昭和天皇と李長官との具体的なやり取りが記載されている。

イ 不開示理由

文書741の不開示部分に記載された情報は、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条1号、3号）に該当する。

(2) 日韓国交正常化交渉の記録（請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル）（文書1128・乙第37号証、番号2）

ア 不開示情報の内容

文書1128（乙第37号証）は、外務省等が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 X II請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル」と題する文書である。

文書1128は133枚目（乙第37号証に12-131とあるページ）、133枚目直後の1枚及び134枚目（乙第37号証に12-133とあるページ）が不開示理由8に基づいて不開示となっているが、同不開示部分には、韓国李東元外務部長官（当時）が来日し、天皇陛下に拝謁した際の具体的なやり取りが記載されている。

イ 不開示理由

文書1128の不開示部分に記載された情報は、公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条1号、3号）に該当する。

不開示文書目録(不開示理由)

目録とは訴状及び訴状訂正申立書添付の一部不開示文書目録をいう。

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	証拠	目録
1	624・17	拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸	甲2	1
2	638・2~7, 8	日韓船問題解決方策に関する問題点討議用資料	甲2	1
3	639・6~12	日韓会談における船舶問題の処理方針	甲2	1
4	374・12, 13, 14, 17, 20, 23, 26	韓国との対日請求権関係資料	甲2	1
5	375・8, 9	日本朝鮮人連盟に対する扇国朝鮮人の寄託金	甲5	2
6	376・23, 24, 27, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 37, 39, 40, 56	日韓関係規定問題	甲5	2
7	379・全部	日韓会談提出韓国側提案の細目	甲5	2
8	380・全部	返還請求韓国文化財目録	甲6	2
9	381・全部	伊藤博文文庫所蔵	甲6	2
10	382・全部	韓国国宝古書籍目録(第二回)	甲6	2
11	383・全部	日本所在韓国国宝美術工芸品目録	甲6	2
12	384・全部	河合文庫中官件記録目録	甲6	2
13	385・全部	日本韓会談首席代表非公式会合記録(第11~15回)	甲6	2
14	453・20	日韓会談重要資料集	甲9	2
15	525・52, 55	日韓会談重要資料集(続)	甲10	2
16	526・90	日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)	甲10	2
17	531・115	日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)	甲10	2
18	533・14, 62, 70, 74	朝鮮関係船舶の引渡し問題について	甲10	2
19	609・16ページ左から4行目, 38	船舶会議の方策打合会	甲11	2
20	615・8, 23, 27, 29, 30, 33, 34	韓国によるだだ捕漁船の問題について	甲11	2
21	619・1, 2	外相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)	甲12	2
22	824・2, 4	池田総理、朴正熙議長会談要旨	甲12	2
23	830・5	日韓請求権問題	甲12	2
24	833・4~5, 6, 23	日韓子備会議開催	甲12	2
25	968・3~4, 5, 12, 14	日韓子備会議調整処理方針	甲12	2
26	971・3, 8~9, 10, 12, 13, 17, 18, 19, 23, 24, 25, 26, 46, 47, 49, 5	日韓子備会議再開に関する第1回内閣会議事録	甲12	2
3		日本と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱	甲17	2
27	1037・11	日本と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱	甲17	2
28	1043・1~2, 11~12, 16	日韓交渉處理方針	甲17	2
29	1044・2	日韓交渉調整方針	甲17	2
30	1046・6, 18, 25, 38	日韓会談再開に関する第1回内閣会議事録	甲17	2
31	1047・1~2, 11, 12,	日韓関係調整を図る問題を了解	甲17	2
32	1048・4	日本と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱	甲17	2
33	1049・8, 11, 12, 13	日本と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約	甲17	2
34	1053・7	日韓交渉處理方針について(関係開発了解案)	甲18	2
35	1056・7~8	日韓交渉處理方針	甲18	2
36	1060・8	日韓交渉處理方針	甲18	2
37	1061・11~12	日韓会談双方主張の現状	甲18	2
38	1064・4~5	日韓関係	甲18	2
39	1066・8, 13~14, 16	日韓会談再開に関する提案	甲18	2
40	1069・16, 19	李大統領による吉首相訪韓招請工作説について	甲18	2
41	1070・20	対韓関係当面の対処方針(案)	甲18	2
42	1146・24	在日韓国人の法的地位及び待遇関係	甲19	2
43	1166・36~37	日韓予備交渉(第26~30回会合)	甲20	2
44	1167・33	日韓予備交渉(第31~40回会合)	甲20	2
45	1171・50~51, 66	日韓予備交渉(第51~60回会合)	甲20	2
46	1297・2~4, 5~8, 9, 10~11, 12, 13~14, 15, 16, 17~21	焼却日銀券	甲23	2
47	1298・2, 3~8, 46, 47	請求権についての法律問題	甲23	2
48	1299・6	在外財産と涉外債務	甲23	2

49	1300・4, 5～8	日韓請求権問題に関する分割処理の限界	甲23	2
50	1301・1, 2～14, 30, 31	相互放棄の表現方式について	甲23	2
51	1304・3, 4, 10	日韓請求権問題の種々相	甲23	2
52	1305・15～16	韓国のスタイルと我が国の立場	甲23	2
53	1306・4, 7, 10, 12	日韓問題請求権特別取極の諸様式について	甲23	2
54	1307・全部	サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の用語の意味	甲23	2
55	1308・1～3, 5～6, 11～12	日韓請求権の計数的比較	甲23	2
56	1309・2～5, 10, 13～15,	韓国内地金銀返還要求	甲23	2
57	1310・5～9	韓国に対する請求権の内容	甲23	2
58	1340・11	日韓会談説明用資料	甲24	2
59	360・13	小坂大臣、金裕沢院長会談記録	甲26	3
60	386・4, 29	宮内庁書陵部所蔵の書籍	甲27	3
61	387・全部	宮内庁書陵部所蔵目録	甲27	3
62	390・8～14, 20, 25, 26, 28, 30, 33, 35	郵便文化財の回収問題	甲27	3
63	458・4, 9, 10, 19～21, 33～38, 42～50	文化財会合記録(月渡し品目)	甲29	3
64	477・47	日韓会談の概要	甲30	3
65	479・16～19, 20～21(下段), 22～24	第一次日韓会談概要	甲30	3
66	481・27, 31, 61, 140～143, 144～145(下段), 146～148, 171	日韓会談の経緯	甲30	3
67	482・4, 5	日韓会談の経緯(その二)	甲30	3
68	484・63	日韓会談の経緯(その三)	甲30	3
69	506・99, 177, 179～186, 188, 189, 198～200, 201, 202～203, 218, 259～260	日韓国交正常化交渉の記録 総説七	甲31	3
70	517・26, 31～33	自民党8議員及び伊闌局長の訪韓関係会談記録	甲32	3
71	539・11, 12～15, 16, 19～22, 23, 39, 41	第一回請求権分科会に関する打合せ会次第	甲34	3
72	542・9～12	請求権問題交渉の中間段階における対処要領	甲34	3
73	565・3, 8～19, 101～102	朝鮮人教育の概要	甲35	3
74	567・12～25	韓国文化財の提供について	甲36	3
75	570・16	韓国文化財にに関する件	甲36	3
76	572・15	韓国文化財の引渡し	甲36	3
77	573・3	韓国文化財問題に関する第1回省内打合会	甲36	3
78	576・11, 17, 18, 22～24	日韓会談文化財小委員会	甲36	3
79	578・9	日韓会談文化財問題に関する省内打合会	甲36	3
80	583・17～18, 26, 29～39, 41～51	文化財保護委員会本門氏との会見報告	甲37	3
81	584・15～19, 22～31, 46～50	韓国關係重要文庫にに関する打合	甲37	3
82	586・7～16, 38～39	成龍堂文庫の所蔵韓国書籍二覽	甲37	3
83	587・3～83,	東洋文庫田川博士との懇談記録	甲37	3
84	588・2～30	文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明書	甲37	3
85	589・全部	韓国關係重要文庫にに関する打合	甲37	3
86	591・3, 4～5, 12, 16, 20	韓国へ船舶返還	甲37	3
87	592・6～7	日韓予備交渉第1～10回会合記録	甲37	3
88	595・2, 3	日韓予備交渉第21～25回会合記録	甲37	3
89	596・2～15	財產請求権問題處理要領	甲38	3
90	604・2, 3, 4, 13, 19, 20, 21, 30, 35, 36～38, 49, 51, 57, 58～60, 70, 71	大野次官、金裕沢大使との会談	甲39	3
91	650・2～3, 6～10, 20～22, 24, 31～32, 39, 46～47, 71～72	委員局長・ヤング課長会談要旨	甲40	3
92	652・5	日韓交渉報告(請求権関係部会)	甲41	3
93	660・1～3, 5, 6～7, 8～9, 18, 19～21	日韓政治抗衝に臨む日本側の基本方針	甲45	3
94	687・6, 7～8, 19, 20	甲45	3	
95	690・41～42, 44, 51, 160, 181, 183, 184	甲43	3	
96	693・42, 52～53, 54	甲44	3	
97	718・3～9, 11, 12～13, 18～27, 44	甲45	3	
98	720・35～40	日韓政治抗衝第2回国会談記録	甲45	3

99	721・2, 3, 7~8	日韓政治折衝第3回会談記録	甲45	3
100	729・7	日韓外相会談第1回会合記録	甲46	3
101	1116・7, 15, 17~44, 56, 72, 97~152, 169~198	寺内文庫取扱 文化財等に関する協定要領	甲49	3
102	1117・16, 17	韓国美術品の寄贈	甲49	3
103	1118・1, 4, 7, 12, 13~20	マイクロフィルム寄贈品目の決定	甲50	3
104	1119・4, 5~15, 17~42	日韓文化財引渡し打合せ会	甲50	3
105	1120・19, 20, 23, 105, 106	韓国へのマイクロフィルムの寄贈	甲50	3
106	1121・5~29	日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談)	甲50	3
107	1126・73, 85	日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)	甲52	3
108	1127・80, 81	日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル)	甲52	3
109	1128・175~176, 176~177, 186~187, 188, 192~203, 235, 236, 237~238, 239	朝鮮漁船所屬船舶の韓国引渡	甲52	3
110	1135・163, 167	日韓予備交渉文化財関係会合(第1~6回)	甲53	3
111	1165・39~49, 53, 54, 56, 59, 70~75, 87~95, 97~105	第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第7回)	甲55	3
112	1217・21	第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第8回)	甲56	3
113	1218・15	第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第10回)	甲56	3
114	1220・3~4, 6, 11, 13, 14, 16~17, 18, 19	第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談	甲56	3
115	1222・3	一般請求権小委員会臨時委員会会合(第1~4回)	甲56	3
116	1223・5~6, 10, 11, 12, 13~15, 19~20, 27~28, 29, 30, 34~3 9, 44~48, 49, 53~54, 56~57	一般請求権徴用者関係等専門委員会会合(第1~4回)	甲56	3
117	1224・3~7, 11, 13~16, 19~20, 29, 41, 45, 50~51, 55, 57, 59	一般請求権使用者に関する政府答弁等	甲56	3
118	1234・30, 31, 33, 35, 42, 47~48, 49, 50, 51, 52, 54, 55, 56	国会における在外財産補償について	甲57	3
119	1248・5, 8, 10, 11~12	日韓関係の打開について	甲58	3
120	1257・5~7, 8	日韓関係の調整	甲58	3
121	1259・8, 10, 11~13	在韓日本財産の放棄と久保田發言の撤回について -日韓会談再開の二条件の問題点-	甲58	3
122	1260・3	日韓関係その後の状況	甲58	3
123	1261・12~13	日韓全面会談の開催とその決裂	甲58	3
124	1287・20, 23, 24~26, 34~35	日韓会談議題の問題点	甲58	3
125	1296・8	日韓間抑留者相互釈放問題	甲58	3
126	1313・10, 11, 13, 21, 26	韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)	甲59	3
127	1314・28, 87, 101, 102, 108, 109, 118, 119	基本方針および協定案の審議	甲59	3
128	1316・170, 174~176, 284~285, 288~290, 291, 292	日韓国交正常化交渉の記録 総説十二	甲60	3
129	1348・8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 20~21, 26, 29~31, 3 2, 33, 35, 36, 46, 48, 49, 50, 52, 54, 55~57, 58, 60, 62~63, 6 4, 66, 67, 68, 71, 72, 73, 76, 78, 90, 94	韓国請求権検討参考資料	甲61	3
130	1349・3, 9, 16, 17	請求権に関する一般的問題点	甲61	3
131	1350・13~14, 26, 38	請求権問題に関する大蔵省との打合会	甲61	3
132	1355・全部	請求権問題点討議用試案	甲61	3
133	1356・1~2, 3, 7, 8, 9, 15~23	日韓請求権問題問題	甲61	3
134	1358・37, 38, 39, 40, 41, 42, 44~45, 46, 47, 49	第5次日韓会談	甲61	3
135	1359・13	日韓請求権問題に關する外務省・大蔵省打合せ会	甲61	3
136	1360・3, 5, 8, 9, 14	日韓請求権問題解決要綱	甲61	3
137	1361・3, 4, 6, 7, 10, 14, 15, 16, 17, 23, 27, 31, 32	日韓請求権問題試案	甲61	3
138	1363・4, 10	韓国の対日請求権について	甲61	3
139	1364・3~8	対韓経済協力実施上の問題点について	甲61	3
140	1366・3, 4, 5, 6	日韓請求権問題解決要綱	甲61	3
141	1367・1, 2, 3, 4, 5~6, 7, 11~13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 22~23, 24, 26	韓国との対日請求権について	甲61	3
142	1368・8, 9	外交政策企画委員会記録	甲61	3
143	1370・6~8	一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について	甲61	3
144	1371・4, 5, 6	対韓経済協力について	甲61	3
145	1373・1, 2, 3, 5, 6, 7, 10~15	韓国側請求金額と日本側主張	甲61	3
146	1397・80~154	協定最終案	甲63	3

147	1408・5, 6, 22, 33	第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議	甲65	3
148	1410・15, 16	日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点	甲65	3
149	1411・3～4, 44	日韓会談日本側代表団の打合せ会議	甲65	3
150	1426・109, 147, 164	日韓会談日本側代表団の打合せ会議	甲65	3
151	1427・12～13, 15, 17, 45, 54, 55, 87, 88, 91, 93, 98, 104, 107, 118, 119	アジア局重要懸案処理月報(37年韓国関係抜粋)	甲67	3
152	143・96	金公庚内話	甲67	3
153	1493・6	日韓漁業協定の問題点	甲68	3
154	1518・7, 8～9, 11, 15～17, 20	日韓会談における五議題	甲71	3
155	1519・27, 28, 35～36, 61, 64	日韓交渉に関する関係各省次官会議事要旨	甲73	3
156	1531・10～11	日韓会談(次官会議説明)	甲73	3
157	1538・3, 10, 11～12, 13, 15, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29,	日韓会談交渉方針	甲74	3
30, 31		日韓会談交渉方針	甲74	3
158	1556・115～117, 120, 121～152, 156～158, 159, 164～180	在日韓人の待遇問題関係資料(昭和34年11～12月)	甲74	3
159	1557・13, 14, 15, 17	JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS	甲75	3
160	1558・22, 23, 28, 29	円形通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について	甲75	3
161	1559・3～6, 11～14, 15, 16～17, 21～27, 28, 29, 30～32	朝鮮における債務の処理について 譲和賃料 割譲地域にある護國の財産、権利、利益の取扱について	甲75	3
162	1560・3, 4, 5, 6, 7,	譲和賃料 第四条について	甲75	3
163	1562・54	平和条約第4条について	甲75	3
164	1566・全部	請求権問題を全般について擡上げる場合の問題について	甲75	3
165	1567・22	平和条約第4条	甲75	3
166	1568・1, 8, 9	朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について	甲75	3
167	1569・1, 2, 3～18	日本銀行の对韓国債権債務一覧	甲75	3
168	1571・全部	日本側対韓請求権	甲75	3
169	1572・18, 22～44, 45, 47, 48, 50, 51～78	韓国に対する賠償要求について	甲75	3
170	1594・5, 17, 24	財産請求権問題(昭和32年3～7月)	甲75	3
171	1595・全部	韓国に対する賠償	甲77	3
172	1597・1, 2, 3, 4, 5～8, 10～18	韓国側対日請求権(昭和32年12月)	甲77	3
173	1598・5	請求権問題の問題点(昭和33年3月)	甲77	3
174	1599・4, 5～6, 9～26	検討を要する問題点(昭和33年11月)	甲77	3
175	1600・71, 76, 81	請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1～4月)	甲77	3
176	1602・5	請求権問題を処理する場合の問題点(昭和35年10月)	甲77	3
177	1605・39, 40～48	日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度	甲78	3
178	1618・202～203, 270～272, 276～277, 300, 311, 344～348, 363～365,	日韓問題に関する各種会談	甲79	3
386		日韓問題に関する各種会談	甲79	3
179	1619・1～17, 20～24, 26, 31～35	保証金問題に関する日米間話し合いの経緯	甲79	3
180	1624・1～2, 3～4, 5, 6	平和条約に基づき発生する日米間の交渉案件(昭和26年10月)	甲80	3
181	1626・6, 8～10, 11～12	日韓交渉に関する資料(昭和26年10月)	甲80	3
182	1627・3, 4, 7, 8, 11, 12	日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月)	甲80	3
183	1629・2, 3～4	在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸念に関する接衝要領案(昭和26年11月)	甲80	3
184	1629・1～2, 3, 5, 6～7	日韓会談についての省内打合せ(昭和27年1月)	甲80	3
185	1632・6, 8～9, 11, 12, 14	日韓会談日本側代表団打合せ(第1回)(昭和27年2月)	甲80	3
186	1633・14～15, 25～28	日韓会談省内打合せ(第2回)(昭和27年3月)	甲80	3
187	1634・30, 31～34, 56, 57, 58	日韓会談の推移に伴う对韓関係の行政措置(昭和27年4月)	甲80	3
188	1635・7～15, 24, 25～35,	日韓会談後の方針(昭和27年4月)	甲81	3
189	1636・21, 22～24	各大臣・金公庚会談	甲81	3
190	1640・2	対韓請求権問題の処理	甲82	3
191	1643・12～13	日韓会談再開問題	甲82	3
192	1671・12, 18	バーネット国務次官補代理の内話	甲83	3
193	1674・3	日韓会談	甲83	3
194	1675・31, 137, 228, 244, 248～249	日韓会談	甲83	3
195	1684・3	日韓交渉に関する対米折衝	甲83	3
196	1687・18		甲83	3

197	1688・34	日韓会談に關する対米折衝	甲83	3
198	1701・15～16	久保田代表・金公使会談	甲84	3
199	1706・37, 50, 63	日韓間問題に關しアジア局長と側參事宜との会談	甲84	3
200	1735・3, 4, 7,	日韓会談請求権關係の審議	甲84	3
201	1736・2, 8～15, 17～28, 29, 30, 31, 32～38, 39～40, 41, 42～4 3, 44, 46, 52, 55～58	日韓会談の請求権問題處理にあたつての問題点、試算額	甲86	3
202	1740・6～7, 11～13, 16	日韓請求権問題として一応説明のつく金額の査定	甲86	3
203	1742・全部	韓国請求権の處理として韓國の金額の査定	甲86	3
204	1743・3, 13	大韓經濟協力	甲86	3
205	1744・2, 3～13, 15～20	韓国一般請求権のうち朝鮮人徵用労務者、軍人軍属、文官恩給該當者數(伊闕局長指示事項)	甲86	3
206	1745・2～8	請求権問題解決案	甲86	3
207	1746・1, 3, 5, 9～11	日韓請求権交渉の今後の進め方	甲86	3
208	1747・5	Bx gratia 支払方式による日韓請求権処理(討議資料)	甲86	3
209	1748・14～16	対韓經濟協力試案	甲86	3
210	1749・1, 4～11	韓國側対日請求権に対する大蔵、外務両省による査定の相違	甲86	3
211	1752・2, 3, 6～9, 12～13, 15, 17	一般請求権使用者等専門委員会の討議	甲86	3
212	1755・1～8	日・韓請求金額の査定	甲86	3
213	1756・17～21, 22, 24, 25, 30～32, 36, 37	日韓間の請求権問題(小坂、崔外相会談用資料)	甲86	3
214	1757・13～15, 19, 20	日韓間の請求権問題に関する発言要旨	甲86	3
215	1758・1～5	韓国請求献金額の査定	甲86	3
216	1759・全部	在北鮮日本財産の処理と對北朝鮮請求権	甲86	3
217	1762・1, 15	韓国請求金額の査定	甲86	3
218	1764・1, 2～15	韓国に対する借款供与	甲86	3
219	1765・1, 2～13	日韓請求権問題の処理方式	甲86	3
220	1766・2, 3	日韓請求権問題の解決方法	甲86	3
221	1767・1, 2～12, 13, 14～16, 17～18, 19～27, 28, 29～33, 34	韓國の対日請求権のうち第1項より第5項までに於ける日本側査定の説明	甲86	3
222	1769・1, 2	日韓無償供与金額の現価	甲86	3
223	1770・2, 3～4, 5, 6, 7, 8	日韓会談における請求権問題の解決方針	甲86	3
224	1771・2, 3	太韓有償援助の供与	甲86	3
225	1773・1, 2, 3, 4～5	韓國に対する無償供与とはよび長期低利借款の支払方法に関する一試案	甲86	3
226	1775・1～2	日韓の請求権の処理	甲86	3
227	1779・3, 4～6, 7, 8	対韓無償付債権の処理方法	甲86	3
228	1787・72～73	日韓会談今後の進め方	甲87	3
229	1792・102, 122, 123～124	日韓條約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和36年)	甲88	3
230	1795・5～6	池田総理・ライシヤワード大使会談	甲89	3
231	1796・24～25	日韓関係に於ける在京米大使館の内話	甲89	3
232	1798・10～11	池田総理ハリマン国務次官会談	甲89	3
233	1799・4	日韓問題に於けるライシヤワード大使の内話	甲89	3
234	1800・5～6	小坂大臣・ライシヤワード大使会談	甲89	3
235	1801・13	武内次官と米極東局長との会談	甲89	3
236	1802・4～5	大平大臣、ライシヤワード大使会談	甲89	3
237	1806・2	在京米大使館からの情報	甲89	3
238	1809・13	韓国政情に於けるアシア局長と在京米大使館公使との会談	甲89	3
239	1821・23～24, 49.	金中央情報部長訪日	甲90	3
240	1824・4, 88, 98～100	大平外相と米韓国中央情報部長との会談(第1回)	甲90	3
241	1835・98～106	第1次会談における日本側方針・協定案	甲91	3
242	1839・35	大韓民國管轄権の限界	甲91	3
243	1841・15, 16	日韓交涉における日本政府の立場に於ける法律上の問題点	甲91	3
244	1847・32～33	韓国基本関係についての省内打合・方針	甲91	3
245	1851・20	韓国提案基本関係条約案	甲91	3
246	1857・5	日韓間の海底電線に関する案	甲91	3

247	1861・6, 7, 8, 9, 1863・27～33, 50～51, 60～62	対日平和条約の朝鮮関係 日韓貿易・金融協定・海運協定妥結	甲92 3
248	1876・20	日韓会談等に関する在外公館からの報告	甲92 3
249	1877・1	日韓会談等に関する在外公館への訓令	甲93 3
250	1881・32～35, 39～43, 54, 55, 104～105, 117～118	日韓交渉類法問題調査集	甲93 3
251	1882・9, 31～32, 33, 36, 60, 102	日韓国交正常化交渉の記録 総説九	甲94 3
252	1885・5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13	日韓譲水権処理の問題点	甲95 3
253	1892・7～11	対韓民間ベース経済協力方式	甲96 3
254	1905・3, 4	韓資料	甲96 3
255	1907・1, 2～7	日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲	甲96 3
256	1914・3, 4, 5, 7, 13, 15, 16, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 2 9, 31, 32, 33, 34, 35, 44, 54, 56, 57, 58, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 76, 77, 78, 79, 82, 83, 84, 85, 86, 88, 89, 90, 91, 9 4, 95, 97, 98, 99, 100, 101, 102	日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録	甲96 3
257	1915・113～114, 123～124, 128, 130, 155, 173	日韓国交正常化交渉の記録 総説二	甲97 3
258	1916・42, 49, 70	日韓国交正常化交渉の記録 総説四	甲97 3

不開示文書目録(不開示理由2)

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	証拠	目録
1	677・20～21	日韓予備交渉法的地位関係会合第41～45回会合	甲3	1
2	1074・2～3	第四次日韓全面会談における委員会の法的地位に関する委員会の第四回会合	甲4	1
3	391・359～381	日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)	甲7	2
4	414・15	抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第五打合・セ会議	甲8	2
5	437・124, 125, 185～186	不法入国人者名簿	甲8	2
6	807・3～4	日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソース	甲8	2
7	813・2	現段階における日韓会談改善委員会	甲12	2
8	945・2	在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談	甲12	2
9	1037・5	日韓予備会議開催	甲14	2
10	1046・10, 14	日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録	甲17	2
11	1052・19, 20～21, 41～42	日韓交渉に関する第1回各省政府会次第	甲17	2
12	1054・3～4, 10, 17	日韓会談無期休会案	甲17	2
13	1055・4	日韓会談継続の可否について	甲18	2
14	1062・4～5, 17, 18～20	日韓会談決裂善後対策	甲18	2
15	1170・7～8	日韓予備交渉(第49～50回会合)	甲18	2
16	1171・60～61	日韓予備交渉(第51～60回会合)	甲20	2
17	1189・3	日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告	甲20	2
18	1243・55	日韓条約諸協定の実施状況	甲21	2
19	1298・38, 52～53	請求権についての法律問題	甲22	2
20	1302・3, 7, 8～14	在韓私有財産権放棄と国内補償問題	甲23	2
21	1306・2	日韓間請求権特別取扱いの諸様式について	甲23	2
22	315・49頁目録外上部	日韓問題に関する板垣アジア局長・柳行使会談要旨	甲23	2
23	316・59, 60	沢田、林岡国主席代表の会談	甲25	3
24	321・5, 6	山田次官、柳公使会談要旨	甲25	3
25	322・16, 17	沢田、柳公使会談要旨	甲25	3
26	350・1, 2, 8	日韓会談に対する見方	甲26	3
27	386・22～23, 25～28	宮内庁書類部河越の書簡	甲27	3
28	506・299, 301	日韓国交正常化交渉の記録 終説七	甲31	3
29	520・8, 9, 10	大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿	甲33	3
30	718・38～39, 42～43	日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針	甲45	3
31	749・1	忠南号事件について(黒山群島付近における衝突事件)	甲47	3
32	1116・73, 157	寺内文庫現状	甲49	3
33	1120・29, 107	日韓文化財引渡し打合せ会	甲50	3
34	1126・64	日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談)	甲52	3
35	1127・38	日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)	甲52	3
36	1139・13, 45, 54, 58～59	太韓国強硬措置に関する会議関係の件	甲54	3
37	1143・2, 11	日韓会談が不順に終わった場合にるべき措置(試案)の大要	甲54	3
38	1144・8	太韓牽制措置および強硬措置として想定する手段(試案)	甲54	3
39	1162・7～8, 48, 98	日韓予備交渉魚業関係会合日韓主査間の非公式会合について	甲55	3
40	1257・3	日韓関係の調整	甲58	3
41	1261・2	日韓全面会談の開催とその決裂	甲58	3
42	1276・7	在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決	甲58	3
43	1277・8	在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決	甲58	3
44	1296・7	韓国側の対日請求権問題点についての作業日程(案)	甲59	3
45	1316・278, 283, 317, 334, , 346～347, 373～374	日韓国交正常化交渉の記録 総説十二	甲60	3
46	1349・4	請求権に関する一般的問題点	甲61	3
47	1374・6	日韓会談における請求権問題の未解決点について	甲62	3
48	1376・2, 4	韓国に対する経済協力政策	甲62	3

100	1820・1～5, 16～20	金中央情報部長訪日	甲90	3
101	1821・26, 51	金中央情報部長訪日	甲90	3
102	1823・1～5, 10, 11	金中央情報部長訪米	甲90	3
103	1872・3, 4	池田經理・英外相会談	甲90	3
104	1874・2, 3	在京カナダ大使内詔	甲93	3
105	1876・1, 2, 22～23, 28, 35, 37, 49～50, 55	日韓会談等に関する在外公館からの報告	甲93	3
106	1877・16	日韓会談等に関する在外公館への訓令	甲93	3
107	1878・1, 2, 3, 4, 5, 8	韓国政変	甲93	3
108	1881・104～105	日韓交渉関係法律問題調査書集	甲93	3
109	1915・229, 241～242, 243～244	日韓国交正常化交渉の記録 総説三	甲94	3
			甲97	3

不開示文書目録(不開示理由3)

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	証拠	目録
1	902・全部	拿捕事件対策	甲13	2
2	979・12	日韓会談第七回基本関係委員会議事要旨・議事録	甲16	2
3	1062・9	日韓会談決裂善後対策	甲18	2
4	1070・23	対韓關係當面の対処方針(案)	甲18	2
5	1236・全部	日韓條約の解釈の食違い点に関する処理方針(案)	甲18	2
6	1237・全部	日韓条約の解釈の食違い点に関する韓國側の説明について	甲22	2
7	1340・2~3, 5~6, 9~10, 16, 17, 11	日韓会談説明用資料	甲22	2
8	1342・9, 18, 24, 25~29, 41	日韓会談諸懸案の現状とその対策	甲24	2
9	480・36, 40, 41	日韓間諸懸案の現状とその対策	甲24	2
10	523・4, 16	大野副総裁に同行訪韓した伊賀太使の後宮局長に対する報告要旨	甲30	3
11	651・86	日韓予備交渉第11~20回会合記録	甲33	3
12	652・7, 23, 28~29	日韓予備交渉第21~25回会合記録	甲40	3
13	690・116	倭島局長・ヤング課長会談要旨	甲40	3
14	692・19~20	日韓交渉報告(基本関係部会)	甲43	3
15	720・16~25	日韓政治折衝第2回会談記録	甲44	3
16	910・186, 197, 198, 199, 202~204, 205~206, 207, 21	日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)	甲45	3
	4, 219~220, 221, 243, 244		甲48	3
17	1124・136~137	日韓国交正常化交渉の記録(総説・目次・平和条約発効前の日韓関係と日韓会談予備会談)	甲51	3
18	1127・35, 36	日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル)	甲52	3
19	1248・13~14	日韓関係の打開について	甲58	3
20	1287・69	日韓会談議題の問題点	甲58	3
21	1399・111, 112	アジア局主要懸案日報抜粋	甲64	3
22	1418・13	第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ	甲65	3
23	1457・23	第7次漁業交渉 資料20 漁業協定関係問題問答	甲69	3
24	1523・8	日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨	甲73	3
25	1630・3, 8, 9~10	遣韓要節の使命と行動基準(昭和26年12月)	甲80	3
26	1671・16, 19, 22~23	谷大臣・金公連会談	甲81	3
27	1675・106~111, 116~118, 149~151, 153, 161~168, 210~218, 226	日韓会談再開問題	甲82	3
28	1676・55	アリソン・米大使との会談	甲82	3
29	1686・35, 42, 49~50, 57~58	日韓問題に関する米財团キングペーパー	甲83	3
30	1695・19~20, 21~22	日韓会談に関する在京米大使館参考官の内話	甲83	3
31	1696・21, 22	日韓会談の現況等	甲83	3
32	1728・11~12	後宮局長・崔圭夏大使会談	甲85	3
33	1783・31	日韓会談における双方の立場(昭和39年4月)	甲87	3
34	1786・58, 59, 70, 71	韓国側希望と日本側方針(昭和39年10~12月)	甲87	3
35	1787・13, 38	日韓会談今後の進め方	甲87	3
36	1809・16	韓国政府に対するアジア局長と在京米大使館公使との会談	甲89	3
37	1822・48~49, 51~52	金中央情報部長訪米	甲90	3
38	1823・21	金中央情報部長訪米	甲90	3
39	1824・15, 31, 92~93	大平外相と金韓國中央情報部長との会談(第1回)	甲90	3
40	1825・18, 37	池田総理・金韓國中央情報部長会談	甲90	3
41	1826・12, 13, 24, 35, 49	大平外相・金部長会談(第2回)	甲90	3
42	1851・36	韓国提案基本関係条約案	甲91	3
43	1876・4~6	日韓会談等に関する在外公館からの報告	甲93	3
44	1877・14~14	日韓会談等に関する在外公館への訓令	甲93	3
45	1879・48	日韓交渉の現状	甲93	3
46	1881・117~118	日韓交渉関係法律問題調査集	甲94	3
47	1882・158, 334	日韓国交正常化交渉の記録 総説九	甲95	3
48	1915・240	日韓国交正常化交渉の記録 総説三	甲97	3

不開示文書目録(不開示理由4)

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	証拠	目録
1	964・99～102	朴議長一行名簿、日程、接伴要領	甲15	2
2	966・全部	朴議長訪日における警備対策	甲15	2
3	713・21～22	韓国親善使節団の来訪	甲45	3
4	714・66～68	武内次官、崔徳新韓国親善使節団長会談記録	甲45	3
5	749・1, 4	忠南号事件について(墨山群島付近における衝突事件)	甲45	3
6	750・18～22	韓国周辺水域における海上保安庁の今後の警備体制について	甲47	3
7	910・11～12	日韓国交正常化交渉の記録(竹島問題)	甲47	3
8	1137・23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 40, 43, 52～61, 63, 65, 66, 67, 81～115, 119, 1 21, 129, 130, 131, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 147, 1 48, 149, 150, 151, 155～156, 157, 160～166, 167, 170, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 244, 246, 251, 252, 253, 254	日本政府の押収した朝鮮船舶及びその返還 甲53	3	
9	1399・176, 180～186	アジア局主要懸案処理日報抜粋	甲64	3
10	1544・10～15	対韓交渉方針決定	甲74	3
11	1822・5, 6, 7, 9, 10, 11, 14, 15, 16, 17	金中央情報部長訪日	甲90	3

不開示文書(不開示理由5)

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	証拠	目録
1	964-103, 104, 105(私宅電話番号を除く)	朴議長一行名簿、日程、接待要領	甲15	2
2	574-4	文化財保護委庶務課長来訪の件	甲36	3

不開示文書目録(不開示理由6)

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	記載	目録
1	11140・全部	李ライに水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議事概要	甲54	3
2	11141・1~20	李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件	甲54	3
3	11142・全部	李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件	甲54	3

不開示文書目録(不開示理由7)

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	証拠	目録
1	405・1	世界新報(韓国代表部機関紙)支社長の発言要旨	甲28	3
2	409・1～4, 9, 11	日朝間の諸段の問題に関する談話	甲28	3
3	410・7	アジア局長・金居留民主長会談要旨	甲28	3
4	484・93, 94, 95	日韓会談の経緯(その三)	甲30	3

不開示文書目録(不開示理由8)

番号	不開示文書番号・ページ	不開示文書の題名	証拠	目録
1	741・1, 2~10 1128・133~135	李東元外務部長官が採観を賜た際の状況概要 日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル)	甲46 甲52	3 3
2				